

概要版

第三期　吉見町

子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

**地域全体で**

**こどもと家庭を支える視点**



**すべてのこどもと家庭への支援の視点**

**次代の親を**

**育成する視点**

**こども**

**の視点**

**仕事と生活の**

**調和の実現の**

**視点**

基本理念

**こどもの笑顔をみんなで支えるまちづくり**

現代のこどもを取り巻く状況は、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報技術の発展により、社会環境が大きく変化し、様々な課題やニーズが表面化しています。これらに対応するため、こどもと子育て世帯をあらゆる視点から支援する施策が求められます。

本計画では、前計画の基本理念を継承し、こどもや子育て家庭を取り巻く社会状況の変化に対応し、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、幸せになること、かつ、子育て家庭が喜びや楽しさを感じながら子育てができるよう、引き続き地域社会全体で応援していきます。



計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第１条の目的、第２条の基本理念を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」の内容を包含した計画です。

「第三期吉見町子ども・子育て支援事業計画」は町の最上位計画である「吉見町総合振興計画」の個別計画として位置づけ、さらに、他の教育・健康・福祉分野の各種計画と整合性を図り計画的に実施するためのものです。

基本目標１　子ども・子育て支援の基盤整備

**１　教育・保育施設の充実**

教育・保育施設の利用は、子育て家庭の状況により、以下の各号の認定となり利用施設が決まっています。

本町においては、現状の町内の既存幼稚園及び保育所の利用定員で必要となる量の確保が可能であることから、既存施設の充実を図ります。

■年齢別認定区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年齢区分 | 認定区分 | 利用できる施設等 | 実施事業（町内） |
| ３～５歳 | １号認定 | 幼稚園などでの教育を希望する場合 | 幼稚園・認定こども園 | 私立幼稚園 | １ |
| ２号認定 | 保護者の就労など必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合（保育の必要性の認定） | 保育所・認定こども園 | 町立保育所 | １ |
| ０～２歳 | ３号認定 | 保育所・認定こども園・地域型保育 |

（１）幼稚園・認定こども園（１号認定及び２号認定、３～５歳児）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育の必要性を要しない | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み（人） | 105 | 95 | 93 | 85 | 85 |
| ②確保方策（人） | 212 | 212 | 212 | 212 | 212 |
| ③町外在住児童の町内施設利用（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足分②-①-③ | 107 | 117 | 119 | 127 | 127 |

**（２）保育所など（２号認定、３～５歳児）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育の必要性あり | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み（人） | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ②確保方策（人） | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 |
| ③町外在住児童の町内施設利用（人） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 過不足分②-①-③ | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |

**（３）**保育所など（３号認定、０歳児）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育の必要性あり | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み（人） | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| ②確保方策（人）（町内保育所） | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 過不足分②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**（４）**保育所など（３号認定、１・２歳児）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育の必要性あり | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 対象年齢 | 1歳 | ２歳 | 1歳 | ２歳 | 1歳 | ２歳 | 1歳 | ２歳 | 1歳 | ２歳 |
| ①量の見込み（人） | 30 | 32 | 29 | 36 | 30 | 36 | 29 | 37 | 27 | 37 |
| ②確保方策（人）（町内外保育所） | 34 | 57 | 34 | 57 | 34 | 57 | 34 | 57 | 34 | 57 |
| 過不足分②-① | 4 | 25 | 5 | 21 | 4 | 21 | 5 | 20 | 7 | 20 |

**２　地域子ども・子育て支援事業の推進**



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 事　業　内　容 | 令和1１年度（計画終了年度） |
| 量の見込み | 確保方策 |
| **（1）利用者支援事業** | こどもとその保護者の身近な場所で、教育・保育や地域の子育て支援に関する情報提供・相談・助言・関係機関との連絡調整等を行う事業 | 基本型1か所 | 基本型1か所 |
| こども家庭センター型1か所 | こども家庭センター型1か所 |
| **（２）地域子育て支援拠点事業** | **乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業** | 6,100人回 | 事業実施1か所 |
| **（３）妊婦健康診査** | **妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査の実施や妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業** | 98人 | 98人 |
| **（４）乳児家庭全戸訪問事業** | 生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 | 61人 | 61人 |
| **（５）養育支援訪問事業** | **養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問して支援し、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業** | 40人回 | 40人回 |
| **（６）子育て短期支援事業** | 保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもに、必要な保護を行う事業 | 0人回 | 0人回 |
| **（７）ファミリーサポート****センター事業** | こどもを有する保護者でこどもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 | 100人日 | 365人日 |
| **（８）一時預かり事業** | **家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる事業** | 313人回 | 1,200人回 |
| **（９）延長保育事業** | **保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、保育時間を延長して保育を行う事業** | 35人 | 50人 |
| **（10）病児保育事業**ファミリーサポートセンター事業・緊急サポートセンター事業にて実施 | **病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業** | 30人日 | 70人日 |
| **（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）** | **すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする事業** | 140人 | 160人 |
| ****（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業**・・・・・・・・**対象者に対して、必要に応じて実施します。 |
| ****（13）多様な主体の参入促進・能力活用事業**・・・・・・・・・**必要に応じて事業の実施を検討します。 |
| ****（14）子育て世帯訪問事業**・・・・・・・・・・・・・・・・・必要に応じて事業の実施を検討します。** |
| **（15）児童育成支援拠点事業** | こどもの居場所となる拠点を開設し、こども及び家庭が抱える多用な課題に応じた支援を包括的に提供する事業 | 15人 | 20人 |
| **（16）親子関係形成支援事業**・・・・・・・・・・・・・・・・・必要に応じて事業の実施を検討します。 |
| **（17）妊婦等包括相談支援事業** | **妊婦・その配偶者等に対して面談等により健康診査や母子保健に関する情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業** | 131人回 | 131人回 |
| **（18）乳児等通園支援事業****（こども誰でも通園制度）** | **就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業** | 4人 | 4人 |
| **（19）産後ケア事業** | **退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行う支援体制の確保を行う事業** | 78人日 | 78人日 |

基本目標２　地域や家庭における子育ての支援

相談したい内容や個々の子育て家庭の状況に応じた適切なサービスを利用できる環境の整備や、地域における子育てのネットワークづくり、こどもの居場所づくり、ワークライフバランスの推進をさらに充実します。

【主な施策】・子育て支援のネットワークづくり・こどもの健全育成・仕事と子育ての両立の推進

基本目標３　要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。児童虐待防止、障がいのある児童及びその家族への支援、ひとり親家庭やこどもの貧困対策に各関係機関が連携して対応します。

【主な施策】・児童虐待防止対策の充実・様々な立場にある家庭の支援の推進

・こどもの貧困対策・障がいのあるこどもと家庭への支援

基本目標４　母親並びに乳幼児等の健康確保及び増進

妊娠期以降のすべての母子の健康が確保できる環境を整備するとともに、子育てをきっかけとしたコミュニティづくり、こどもの健全な食生活の推進、安心してこどもを生み、健やかに育てることのできる小児医療体制を確保します。

【主な施策】・こどもや母親の健康の確保・食育の推進・小児医療の充実

基本目標５　こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

子育ての楽しさやこどもを生み育て家庭を築くことの大切さについて学ぶ機会や、急速に変化する家庭環境や社会環境の中で、個性豊かに生きる力となる３つの要素、「知」確かな学力、「徳」豊かな人間性、「体」健康・体力を育てます。また、親としての学びの機会やこども自身の健康や性に対する適切な指導の充実を行います。

【主な施策】・次代の親の育成・こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

・家庭や地域の教育力の向上・こどもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標６　こども等の安全の確保

子育て家庭へ良質な住環境を提供し、町への定住化を進めます。また、こどもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための取組を進めます。被害の未然防止はもとより、被害を受けたこどもに対して迅速かつ丁寧なカウンセリングを行うなど心のケアを行うよう努めます。

【主な施策】・良質な住環境の確保・こどもの交通安全を確保するための活動の推進

・こどもが安全に安心して育つための活動の推進

・犯罪等の被害にあったこどもへの支援

|  |
| --- |
| 第三期　吉見町子ども・子育て支援事業計画（概要版） |
| 令和７年３月 |
| 編　集／吉見町　子育て支援課〒３５５－０１９２　埼玉県比企郡吉見町大字下細谷４１１番地ＴＥＬ：０４９３－６３－５０１４（直通）　ＦＡＸ：０４９３－５４－４２００ |